

鳥取看護大学における研究費の不正防止対策に関する基本方針

鳥取看護大学における研究活動の不正防止対策の基本方針について、次のとおり定める。

1. 本学における研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 研究費を適正に運営・管理するための基盤となる環境を整備するとともに、コンプライアンス教育・啓発活動、ルールの明確化・統一化と職務権限の明確化、告発等の取扱い調査および懲戒に関する規程の整備と運用の透明化を実施する。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画を策定し実施するために、研究費不正使用防止推進委員会を置く。
4. 研究費を適正に運営・管理するための規程を定め、予算執行、発注・納品・検収に係る適正なチェック体制を構築する。
5. 不正行為に対する情報発信・共有化を推進し、研究費の使用に関するルール等について、相談窓口を置く。また、研究費の不正への取り組みに関する方針を公表する。
6. 研究費の適正な運営・管理を徹底するため、実効性のあるモニタリング及び監査を行う。